

ジェットロ仮訳

※本資料は JICA の協力により作成され、ジェットロで確認した仮訳の部分を含みます。
情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で
提供した情報などの正確性についてジェットロ・JICA が保証するものではないことを予め
ご了承下さい。

インドネシア共和国官報追記

第 5953 号

法律、商標、地理的表示、失効

(インドネシア共和国官報 2016 年第 252 号の説明)

商標と地理的表示に関する

インドネシア共和国法律 2016 年第 20 号

の説明

I. 一般

社会的、経済的だけでなく伝統の分野においても、国民生活のあらゆる分野におけるグローバル化の影響がますます、国民の経済的発展を後押ししている。また、情報技術・輸送手段の発達、商品やサービスの流通分野の活動も急速に発展し、その商品とサービスの流通が増加する傾向が続き、国家の経済成長につながっている。このような事実と傾向に着目すれば、確実性と強力な法的保護を確立するために、よりの確な一つの規制が必要とされていることは理解に難くない。ましてや、一部の国々では、経済及び商業活動において、知的財産の能力に基づいて生産された商品への依存が益々進んでいる。これらの事実を考慮し、知的財産の一つである商標は、経済や商業活動とは切り離せない繋がりを持ち、非常に重要な役割を担っている。

商品とサービスの取引活動は国境を越えて行われるものであるから、国際的な商標の登録制度は、世界における国産ブランドの保護のために、利用すべきシステムの一つとなっている。マドリッド議定書に基づく国際的な商標の登録は、国内の事業者らが、海外において、簡単に低コストで商標を登録するのに大変役立っている制度である。

一方でインドネシアは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（Trade Related Aspect of Intellectual Property Rights/TRIPS）を含む世界貿易機関（WTO）設立する協定に参加することを批准し、これは、世界貿易機関設立協定の承認（世界貿易機関設立協定）に関する法律 1994 年第 7 号によって確認されており、インドネシアは、この国際条約の内容を遵守し実行するよう求められている。この規程の批准によりインドネシアは、工業所有権の保護に関するパリ条約（パリ条約）及び商標法条約に批准することとなり、これらは、大統領令 1997 年第 15 号及び大統領令 1997 年第 17 号によってそれぞれ確認された。この国際協定の批准により、インドネシアは、この批准された国際協定の内容を適用した商標に関する法律を制定する義務が生じた。

商標分野においての過程の一つが、新しいタイプの商標、又は非伝統商標に対する保護が登場したことである。この法律では、非伝統的商標に分類される、音声商標、立体商標、ホログラム商標、などを含む商標を保護範囲とする。

続いて、商標登録者となる国民サービスを向上させるための、いくつかの改善があった。商標登録を行う上で、申請を簡易化するために、商標登録プロセスと手順の簡易化といういくつかの改定又は変更を行う必要があった。申請の最小限についての規定があり、申請提出の方法は申請書に記入し、登録を申請するラベル又はマーク見本を添付し、申請料を支払えばよいことになった。最小限の条件を満たすことによって、一つの商標申請には受理日又は出願日が与えられる。

本法律内の、商標登録プロセスの流れの変更の目的は、商標登録のプロセスをより早く終了させることにある。実体審査が行われるに先立っての通知が行われる際に、異議又は反論があれば、再審査が必要なくなることを確認するためである。

商標登録の更新申請書について、商標所有者には、商標登録期限が終了した後6カ月以内の商標登録延長を行う機会が与えられる。この規定は、登録商標の所有者が、商標登録延長申請の遅れなどにより、商標権を容易に喪失することのないように配慮するものである。

その他、登録商標所有者に対し、第三者による商標権侵害などから守り、法的な保護を与えるためである。商標権侵害に対する刑事上の罰は、特に人間の健康、生活環境、及び命を脅かすものについては、重くされている。経済的要素に関する商標の問題については、本法では、罰金が重くされている。

本法に定められた項目の一つに地理的表示があるが、地理的表示とは国内及び国際的市場での取引において競争力を持つ商品となり得る、国家の潜在的能力である。そのため、本法は、商標と地理的表示の両方について制定される。

II. 逐条

第1条

十分明確。

第2条

十分明確。

第3条

“登録された”というのは、出願が形式審査、公告プロセス、及び実体審査プロセスを経て、証明書発行のための大臣による承認を得たものということである。

第4条

1) 十分明確。

2) 十分明確。

3) 十分明確。

4) “商標見本”というのは、商標登録出願に添付するための商標又は様式の見本を示す。

5) 十分明確。

- 6) “商標の特性”とは、図面や絵の形で、全面、側面、上面、下面、が分かるもの。
- 7) 十分明確。
- 8) 十分明確。
- 9) 十分明確。

第5条

十分明確。

第6条

- 1) 原則的に、商標法条約批准に関する大統領令 1997 年第 17 号に従い、一区分以上の商品・サービスについての出願が可能である。これは、いくつかの商品/サービスに商標を使用する所有者の便宜にかなうためである。
- 2) 十分明確。
- 3) 十分明確。

第7条

- 1) この規定は、優先権を伴う出願に対しても有効である。
- 2) 出願人代理人の住所は、出願人の連絡先として出願関連文書並びに裁判所からの呼出し状の宛先として使用される。

第8条

十分明確。

第9条

本規定の意義は、パリ条約又は世界貿易機関設立協定の批准国の一つとなったことによる国家の必要に対応することにある。“パリ条約”とは、1883 年の工業所有権の保護についてのパリ条約並びに、次のいくつかの規定を含むその契約のあらゆる変更又は補足をいう；

- a. 優先権を伴う商標登録出願期間は 6 カ月間である；
- b. 6 カ月間は、母国での初回の出願日から起算する；
- c. 出願日は、6 カ月間には含まない；及び

- d. 期間最終日が休日に当たる場合、保護が求められる商標登録出願は、次の営業日迄、期間は延長される。

第 10 条

- 1) “優先権書類”とはパリ条約同盟国又は世界貿易機関の参加国において、最初に提出した商標登録出願書の写しをいう。
- 2) 翻訳は宣誓翻訳者によるものであること。
- 3) 十分明確。

第 11 条

十分明確。

第 12 条

十分明確。

第 13 条

- 1) 受理日とは、出願日をいう。出願の最低要件が満たされていれば出願提出日と同日である。別の日に、新しい要件の提出が発生した場合はその提出日が受理日となる。
- 2) 十分明確

第 14 条

十分明確

第 15 条

十分明確。

第 16 条

- 1) “各当事者”には、出願人又は代理人は含まれない。
- 2) 十分明確。
- 3) 十分明確。

第 17 条

十分明確。

第 18 条

氏名/住所記載の修正とは、例えば、Fahrul Arifin → Fachrul Arifin、

Jl. Nuri No. 445 → Jl. Nuri 10 No. 445 といった修正をいう。

第 19 条

十分明確。

第 20 条

- a. “公序良俗に反するもの”とは、社会的なルールに反したものをいい、例えば一般市民の、又は団体としての感情をかき乱すもの、一般市民や団体の平穩を乱すといった全体的な性質ものをいう。
- b. 出願登録される商品/サービスの、関連事項又は単に言及したにすぎないもの。
- c. “誤解を招く要素”とは例えば、“ケチャップナンバーワン”という商標は登録することが出来ない。それは商品の品質に関し誤解を生じさせるからである。“正味 100 グラム”という商標も登録することが出来ない。商品の量に関して誤解を生じさせるからである。
- d. “生産された商品/サービスの品質、便宜又は効能と一致しない情報を含んでいる”とは、当該商品/サービスの品質、用途、又は効用、リスク、と一致しない記載が含まれるということである。例：1001 種の病気を治す薬、健康に害のない煙草。
- e. ダッシュやコロンなど単純過ぎる又は複雑過ぎて不明瞭な標章は、識別することが不可能であるとみなされる。
- f. “一般名称”には、レストランに“ルマーマカン”、カフェに“ワルンコピ”といった標章を含み、“公共機関の標章”には、危険物に“骸骨マーク”、化学原料に“毒薬マーク”、レストランサービスに“スプーンとフォークマーク”が含まれる。

第 21 条

1) “要部の類似”には、他の商標と全体的に似通った要素の存在により、外観、配図、表示、又は要素の組合せ、及び呼び方の音声に類似性があることをいう。

a. “出願されている、他者の所有する商標”とは、登録されることが承認済みの商標登録出願をいう。

b. 他者の所有する同類の商品/サービスの周知の商標と、要部又は全体的に類似する（商標登録）出願の拒絶は、当該事業分野での当該商標に対する一般大衆の認識に留意した上で行うこと。

その他、当該商標が持つ評判についても留意すること。所有者により、海外の複数の国々で行われた積極的で大規模な販売促進、投資、がなされているからである。その際は、複数の国々で登録された当該商標の証明書が備えられていること。

これが不十分であるとみなされた場合、商事裁判所は独立機関に調査の実施を命じ、商標が周知のものであるか否か、拒絶される根拠となるか否かの結論を下すことが出来る。

c. 十分明解。

d. 十分明解。

2)

a. “法人の名称”とは、登録され、商標として使用される法人名をいう。

b. “国家機関”には、市民団体又は政治社会団体を含む。

c. 十分明解。

3) “悪意ある出願人”とは、商標の登録において、事業の利益のために他者の商標を、意図的に、模倣、複製、透写し、不健全な事業競争、詐欺、又は消費者を誤解させようとしていると疑われる出願人をいう。

例えば、他者の所有する商標や既に何年も前から一般に周知されている商標の文字の形、絵、ロゴ、色彩の配置、を真似て、すでに周知された商標の要部又は全体に類似する商標の出願をいう。それらの見本から、すでに周知された商標を意図的に真似る要素が疑われ、出願人の悪意が識別される。

4) 十分明解。

第 22 条

十分明解。

第 23 条

十分明解。

第 24 条

十分明解。

第 25 条 1) 十分明解。

2)

a. 十分明解。

b. 十分明解。

c. 十分明解。

d. 十分明解。

e. 十分明解。

f. 十分明解。

g. 十分明解。

h. 十分明解。

3) 十分明解。

第 26 条

十分明解。

第 27 条

1) 当該証書入力上の誤りは、出願者の誤りではないので手数料はかからない。

2) 十分明解。

3) 十分明解。

第 28 条

- 1) 審判請求の根拠としては、実体的な事由又は考慮に限定される。
- 2) 十分明解。
- 3) 十分明解。
- 4) 審判請求には、拒絶に対する申立てを起す詳細な理由が含まれていること。
この規定は、前段階において出願についての要件の不備を補う機会は既に与えられていることを考慮し、審判請求が出願についての要件の不備を補完するための道具として利用される可能性を防止するために必要である。

第 29 条

十分明解。

第 30 条

十分明解。

第 31 条

十分明解。

第 32 条

十分明解。

第 33 条

1)

- a. 十分明解。
- b. 十分明解。
- c. 商標審判委員に任命される専門家は、政府及び民間の様々な背景を持つ経験者から選出される。
- d. “シニア審査官”とは、出願審査の実施経験を持ち、最低でも商標審査官として機能的な地位を有している審査官を意味する。

2) 十分明解。

3) 十分明解。

- 4) 奇数人数の審査官についての規定は、意見の相違が生じた場合に、多数決によって決定を下すことを可能とするためである。

第 34 条

十分明解。

第 35 条

十分明解。

第 36 条

十分明解。

第 37 条

十分明解。

第 38 条

十分明解。

第 39 条

十分明解。

第 40 条

十分明解。

第 41 条

1)

- a. 十分明解。
- b. 十分明解。
- c. 十分明解。
- d. 十分明解。
- e. 十分明解。
- f. “法規により正当化されるその他の理由”とは、法規に違反しない限りという意味である。例えば、企業の解散、再生、合併、買収、による所有者の変更などがある。

2) 十分明解。

3) 十分明解。

4) 文書には、商標証書及びその権利についての具備書その他を含む。

- 5) 十分明解。
- 6) この法的な決定は、商標に関する権利の移転が記録された後に有効となる。これは、監視のための便宜、及び法的確実性を確実にするためである。
- 7) 十分明解。
- 8) 商標が出願プロセス中であっても、権利の移転の記録を申請することが出来る。
- 9) 十分明解。

第 42 条

- 1) 十分明解。
- 2) “特別な合意がある場合を除いて”とは、インドネシア共和国領域内、又は領域の一部だけに限定されない、ライセンス契約を示す。
- 3) 十分明解。
- 4) 十分明解。
- 5) 十分明解。
- 6) 十分明解。

第 43 条

十分明解。

第 44 条 登録商標所有者が、インドネシア共和国領域内における自らの商品/サービスの取引に商標を使用しなくとも、ライセンシーによって当該商標が使用される場合は、当該登録商標の所有者による使用と同じとみなす。

このことは、登録商標が継続して 3 年間以上、商品/サービスの取引に使用されない場合抹消される可能性についての規定と関連する。

第 45 条

十分明解。

第 46 条

- 1) 十分明解。

2) 十分明解。

3)

a. 商品・サービスの特性、一般的特徴や性質、並びに監視を含む規定がある
ということは、当該団体商標を共用する当事者も従わなければならない要件
があるという解釈を含む。

b. 十分明解。

c. 十分明解。

4) 十分明解。

第 47 条

十分明解。

第 48 条

十分明解。

第 49 条

十分明解。

第 50 条 団体商標は、所有が集団的であるためライセンスすることが出来ない。他
者が同商標を使用する場合は、団体商標の所有者からライセンスを取得する必
要はなく、団体に加入するだけで十分である。

第 51 条

十分明解。

第 52 条

1) 十分明解。

2)

a. 十分明解。

b. 十分明解。

c. “インドネシア共和国領域内における、製造又は商業事業活動”とは、実際
に、完全に、インドネシア共和国領域内で有効な事業活動をいう。

3) 十分明解。

4) 十分明解。

第 53 条

- 1) 十分明解。
- 2) 十分明解。
- 3)
 - a. 特定の地理的領域の地域社会を代表する機関には、製造者団体、協同組合、及び生産者団体（MPIG）などがある。
 1. “天然資源”とは、生物、植物、微生物、などの生物的構成要素だけでなく、石油、天然ガスなどの非生物的構成要素も含む、人間の生活の必要を満たすために自然から得ることが出来るあらゆるものを示す。
 2. 十分明解。
 3. “工業製品”には、トゥヌングリンシン織、テヌンシッカ織、などを含む原材料を人間によって完成させる製品を含む。
 - b. 十分明解。
- 4) 十分明解。

第 54 条

十分明解。

第 55 条

十分明解。

第 56 条

十分明解。

第 57 条

十分明解。

第 58 条

十分明解。

第 59 条

- 1) 十分明解。
- 2)
 - a. 十分明解。
 - b. 十分明解。
 - c. 十分明解。
 - d. “その他の有能な専門家”とは、地理的表示分野の専門の学者や実務家を示す。
- 3) 十分明解。
- 4) 十分明解。
- 5) 十分明解。

第 60 条

十分明解。

第 61 条

十分明解。

第 62 条

十分明解。

第 63 条

十分明解。

第 64 条 原産地表示は、地理的表示とは同じではない。何故なら原産地表示は、商品・サービスの出所を表示するに過ぎず、自然的要因とは結びついていない。例えば、商標 **Nikon** は日本の企業であるが、ライセンスを介して中国の工場で生産している。そしてその中国で生産されたカメラには中国製と表示されている。この中国製の表示は原産地表示である。産地の表示権は、対象物が形になった場所

に拠るのであり、登録した場所に拠るのではない。設定的で登録が義務付けられた地理的表示の保護とは対照的である。

第 65 条

十分明解。

第 66 条

十分明解。

第 67 条

十分明解。

第 68 条

十分明解。

第 69 条

十分明解。

第 70 条

- 1) “中央政府”というのは、法務、国務、外務、農業、生活環境、産業、商業、創造経済、観光、研究・技術、海洋、及びその他の関連分野の政務を担当する省庁又は機関を示す。
- 2) 十分明解。

第 71 条

十分明解。

第 72 条

十分明解。

第 73 条

十分明解。

第 74 条

十分明解。

第 75 条

十分明解。

第 76 条

- 1) “関連する当事者”には、登録商標所有者、検事、消費者財団/団体、宗教協議会/団体などが含まれる。
- 2) “未登録標章の所有者”には、善意ある商標所有者であるが未登録である場合、又は未登録の周知著名商標である場合などを含む。

第 77 条

十分明解。

第 78 条

十分明解。

第 79 条

十分明解。

第 80 条

十分明解。

第 81 条

十分明解。

第 82 条

- 1) 十分明解。
- 2) 十分明解。

- 3) 本法では、商標及び地理的表示に関する全ての手数料からの税外収入（PNBP）の一部が、知的財産総局長によって使用される可能性について定めている。“収入の使用”とは、適用される制度や仕組みに基づくPNBPの使用を示す。本件について、払い込まれた全ての収入は、PNBPとして直接国庫に入る。

第 83 条

- 1) 十分明解。
- 2) 他者による不正行為があった事に基づく、民事訴訟を提訴する権利の付与は、未登録の著名商標所有者に法的保護を与えるためである。
- 3) 十分明解。

第 84 条

十分明解。

第 85 条

- 1) 十分明解。
- 2) 十分明解。
- 3) 十分明解。
- 4) “日数”とは暦日
- 5) “日数”とは暦日
- 6) “日数”とは暦日
- 7) “日数”とは暦日
- 8) 十分明解。
- 9) “日数”とは暦日

第 86 条

十分明解。

第 87 条

十分明解。

第 88 条

- 1) “日数”とは暦日
- 2) 十分明解。
- 3) “日数”とは暦日
- 4) “日数”とは暦日
- 5) “日数”とは暦日
- 6) “日数”とは暦日
- 7) “上告の事件記録”とは、上告状、上告理由書/上告理由に対する反論書、その他の文書をいう。
“日数”とは暦日
- 8) “日数”とは暦日
- 9) 十分明解。
- 10) “日数”とは暦日
- 11) “日数”とは暦日
- 12) 十分明解

第 89 章

十分明解。

第 90 章

十分明解。

第 91 章

十分明解。

第 92 章

十分明解。

第 93 条

“代替的紛争解決手段”とは、交渉、仲裁、調停、を含む両当事者によって選択された、その他の方法を示す。

第 94 条

- a. “商品”には、輸入品が含まれる。
- b. 十分明解。
- c. これは、侵害者側による証拠隠滅の防止を示す。
- d. 十分明解。

第 95 条

- a. “商標権証明書”とは、商標証明書をいう
- b. 十分明解。
- c. この記載は、商標権侵害の成果と疑われる商品・サービスの説明といった情報をいう。
- d. 十分明解。

第 96 条

十分明解。

第 97 条

十分明解。

第 98 条

十分明解。

第 99 条

十分明解。

第 100 条

十分明解。

第 101 条

十分明解。

第 102 条

十分明解。

第 103 条

十分明解。

第 104 条

十分明解。

第 105 条

十分明解。

第 106 条

十分明解。

第 107 条

十分明解。

第 108 条

十分明解。

第 109 条

十分明解。